

「かごしま旅クーポン事業」
県民向けプレミアム付き宿泊券

(宿泊施設向け)

2021.12.9Ver,

第4稿

1. はじめに

県民向けに県内宿泊施設及び旅行会社で利用できる宿泊券を販売することで、県内での観光消費の拡大を促進し、観光客の減少に苦しむ宿泊施設及び旅行会社を支援する。

はじめに	1
事業概要について	2
プレミアム付き宿泊券	3
宿泊券利用方法	6
利用実績報告	7
証票及び不正利用防止	9
広報・HP	10
Q&A	付録

「かごしま旅クーポン事業」（県民向けプレミアム宿泊券）事務局

所在地：〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町17-5

（鹿児島県旅行業協同組合）

TEL:099-201-9897 FAX:099-225-8761

E-Mail: premium.kagoshima@gmail.com

2. 事業概要

県内宿泊施設及び旅行会社で利用可能な宿泊券を県民限定で販売する。

販売数	3万セット
仕様	額面2,500円×2枚綴り(5,000円分)で1セット
販売対象	鹿児島県民
販売時期	2回に分けて販売を行う。 ①令和3年4月1日(木)販売開始(なくなり次第終了)【2万セット】 ②令和3年8月に販売開始予定(なくなり次第終了)【1万セット】
利用期間	令和3年4月1日(木)～ 令和3年12月26日(日)宿泊分(予定) 令和4年1月31日(月)宿泊分
販売店舗	本事業による宿泊券の販売を希望する以下の店舗(販売店) ・県内旅行会社(県内に本社を有する会社に限る)
利用店舗	本事業に参加を希望する以下の店舗(加盟店) ・県内宿泊施設 ・県内旅行会社(県内に本社を有する会社に限る)
利用方法	・販売店で宿泊券を購入する(先着順)。 ・加盟店での宿泊及び日帰り旅行商品代金の支払いの際に、宿泊券を利用する。 ・かごしま旅クーポン事業(LINEクーポン)との併用はできません。

3. 県民向けプレミアム付き宿泊券

【宿泊エリア別販売数及び販売額】

宿泊エリア	1セットあたり販売額	1人1回あたりの購入上限
本土	2,500円	2セット
離島 (奄美群島を除く)	2,000円	3セット
離島 (奄美群島)	1,500円	4セット

- ①宿泊券は、先着順で販売すること
- ②宿泊券の購入申込については、窓口対応のみでなく、電話、Web等での申込みも可能とするなど、県民の利便性を考慮すること。
- ③宿泊券の販売対象は鹿児島県民に限ること。



県内本土商品のように利用可能



離島(奄美群島)商品のように利用可能



離島(奄美群島以外)商品のように利用可能

【奄美群島】

奄美大島・沖永良部・喜界島・与路島・
与論島・加計呂麻島・徳之島

【奄美群島以外】

獅子島・桂島・甑島列島・種子島・屋久島・
口永良部島・三島・十島

3. 県民向けプレミアム付き宿泊券



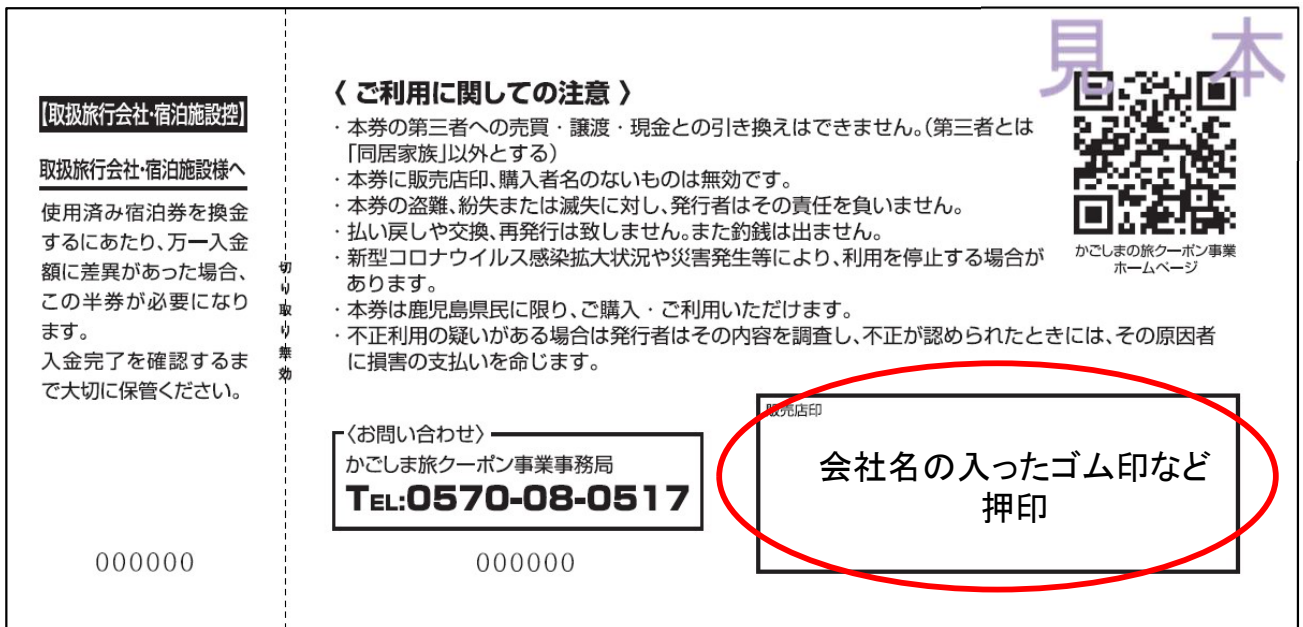
- ・鹿児島県が実施する「かごしま旅クーポン事業」(LINEクーポン)との併用はできません。
- ・本券は、本事業の取扱い宿泊施設への直接予約または取扱い旅行会社を通しての宿泊を伴う旅行商品及び日帰りの旅行商品の予約で使用できます。(オンライン旅行会社からの予約には利用できません)
- ・購入者名と販売店印が無いものは利用できません！！
- ・宿泊券の購入と利用は、本人又は同居家族に限ります。

表面
(本土用)



★購入時に「購入者名」を記入

裏面



【取扱旅行会社・宿泊施設様へ】

取扱旅行会社・宿泊施設様へ
使用済み宿泊券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、この半券が必要になります。入金完了を確認するまで大切に保管ください。

〈ご利用についての注意〉

- ・本券の第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。(第三者とは「同居家族」以外とする)
- ・本券に販売店印、購入者名のないものは無効です。
- ・本券の盗難、紛失または滅失に対し、発行者はその責任を負いません。
- ・払い戻しや交換、再発行は致しません。また釣銭は出ません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、利用を停止する場合があります。
- ・本券は鹿児島県民に限り、ご購入・ご利用いただけます。
- ・不正利用の疑いがある場合は発行者はその内容を調査し、不正が認められたときには、その原因者に損害の支払いを命じます。

〈お問い合わせ〉
かごしま旅クーポン事業事務局
TEL:0570-08-0517

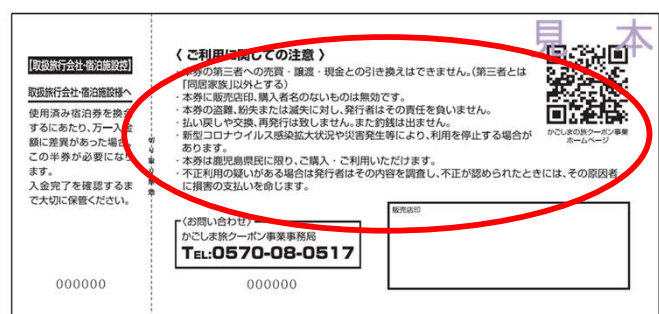
販売店印
会社名の入ったゴム印など
押印

- ・スマートフォンからQRコードを読み取ると、本事業HPにジャンプします。
- ・加盟店の確認は、本事業のHPから確認できます。

5. 県民向けプレミアム付き宿泊券

※宿泊券販売注意事項※

- 1 販売方法（店頭、WEB、電話等）は、販売店に一任する。
- 2 宿泊券の在庫管理を行うこと。
- 3 宿泊券が完売した場合、速やかに事務局へ報告すること。
- 4 週に1度、販売実績を報告すること（オンライン上またはFAX）
- 5 宿泊券は、買取ではない。離島を含む県内各地で広く宿泊券を販売できるよう事務局にて交付数を決定する。なお、交付に関する問合せには、応じない。
- 6 販売店は購入者に対して必ず宿泊券に記載している注意事項を遵守するよう喚起すること。
- 7 ~~オンライン旅行会社からの予約には利用できない。~~
参画ホテルでの直接お支払い（現地決済）の場合、オンライン旅行会社を含めた、Webでの予約でもご利用可能です。

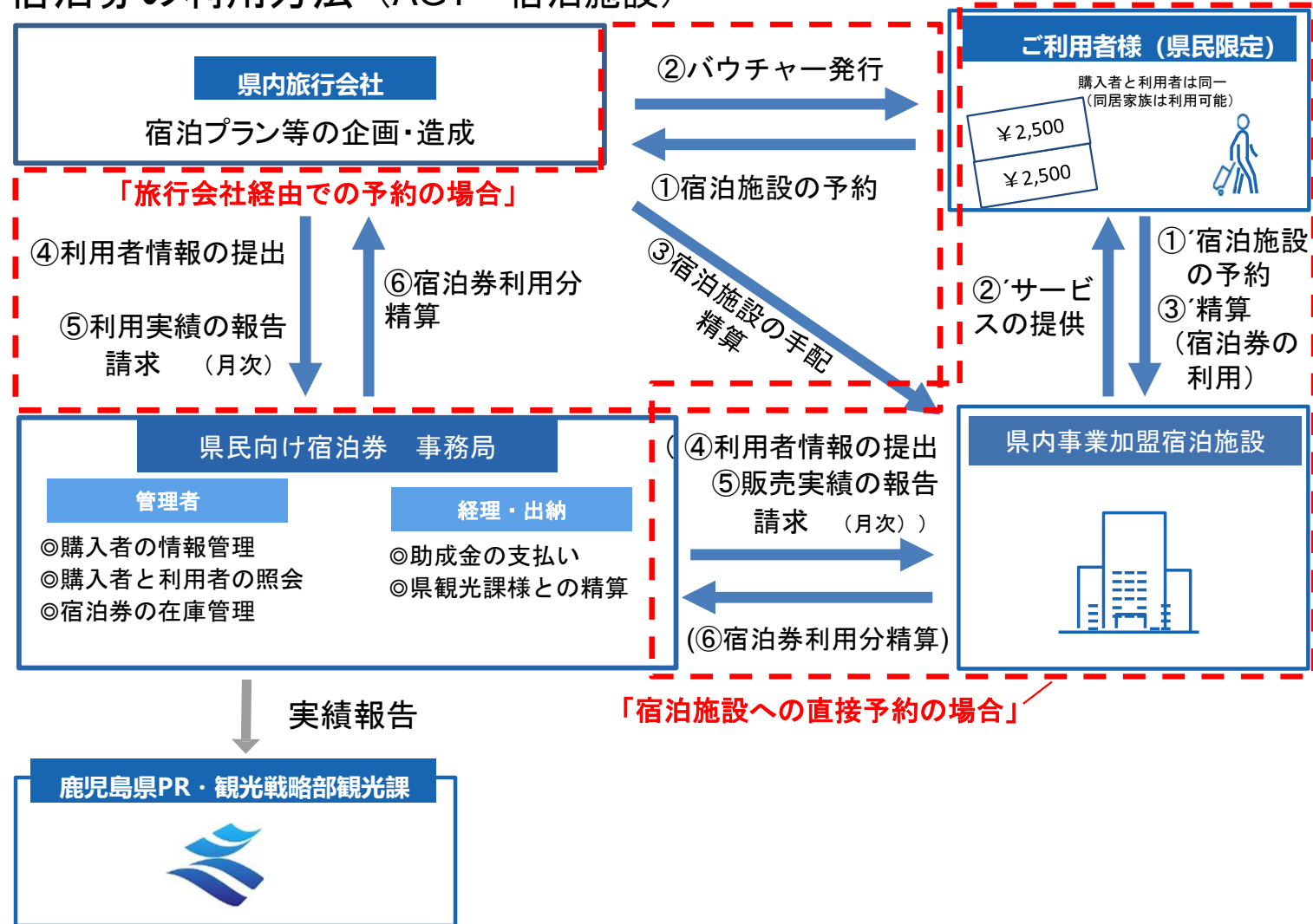


注意事項の遵守を徹底すること

- ・鹿児島県が実施する「かごしま旅クーポン事業」(LINEクーポン)との併用はできません。
- ・本券は、本事業の取扱い宿泊施設への直接予約または取扱い旅行会社を通しての宿泊を伴う旅行商品予約で使用できます。(オンライン旅行会社からの予約は利用できません)
参画ホテルでの直接お支払い(現地決済)の場合、オンライン旅行会社を含めた、Webでの予約でもご利用可能です。
- ・本券の第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。(第三者とは「同居家族」以外とする)
- ・本券に販売店印、購入者名のないものは無効です。
- ・本券の盗難、紛失または滅失に対し、発行者はその責任を負いません。
- ・払い戻しや交換、再発行は致しません。また釣銭は出ません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、利用を停止する場合があります。
- ・本券は鹿児島県民に限り、ご購入・ご利用いただけます。
- ・不正利用の疑いがある場合は発行者はその内容を調査し、不正が認められたときには、その原因者に損害の支払いを命じます。

6. 県民向けプレミアム付き宿泊券スキーム（利用スキーム）

宿泊券の利用方法（AGT・宿泊施設）



①利用者による宿泊施設の予約

取扱可能店舗：加盟店（県内旅行会社、県内宿泊施設）

宿泊施設への予約：宿泊施設への電話での予約や宿泊施設のHPオンライン旅行会社を通じたWEBからの予約

※現地（宿泊施設）で精算する場合に限り宿泊券を利用できます。

旅行会社での予約：店舗によって窓口販売、HP、電話など予約方法があります。

※1. 現地（旅行会社）で精算する場合に宿泊券を利用できます。

※2. 鹿児島県内での宿泊を伴う旅行商品に対して宿泊券を利用できます。

商品予約の際に、利用者申請書・誓約書（様式6）を記入。

②利用者が、利用する宿泊券分を差し引き、精算します。

・お釣りはできません。（できるだけ、お釣りが出ないような利用を推奨してください。）

・利用者申請書（様式6）、宿泊明細、と預かった宿泊券をホッチキス等で必ずまとめてください。

※事務局にて購入者と利用者を宿泊券ナンバーで照合しますので、宿泊券の利用者が照合不能な場合精算はできませんので、ご注意ください。

※宿泊券利用の注意事項

◎QUOカード等の換金性の高い金券類をプラン内容に含む宿泊商品は（金券類の金額も含んだ形で）対象外

◎事業参加旅行会社と事業参加宿泊業者でのみ利用可能

◎Go Toトラベル事業や県内の市町村で実施している助成金との併用可能。

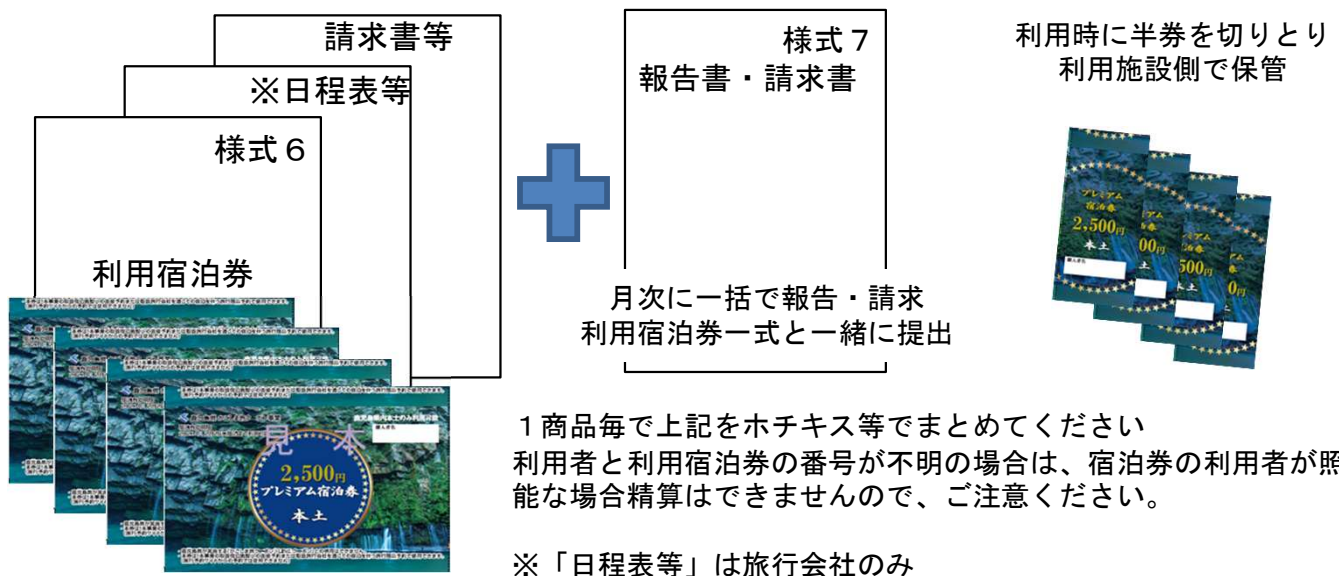
7. 県民向けプレミアム付き宿泊券 利用実績報告

宿泊券利用分の精算・報告

- 1) 利用された宿泊券と利用申請書(様式6) 利用実績報告書・助成金請求書(様式7)を(月1回/締日は表2)事務局へ郵送してください。(オンライン報告しない事業者のみ)
旅行会社は、旅行終了後、精算報告をお願いいたします。

なお、全てのプラン毎に以下の書類と利用宿泊券をホッチキス等でまとめて提出してください。
◎請求書等(利用者への請求金額(旅行代金の定価、各種事業による割引額、本事業の宿泊券利用枚数など)が確認できる書類)
※日程表等(宿泊バウチャー等予約施設が確認できる書類) (※旅行会社のみ)

- 2) 利用申請書に沿って、報告用システムに入力する。(オンライン報告)
(ログインIDとパスワードは事業者毎に発行いたします。)
※報告用システムの運用は、5月中旬頃から開始を予定しております。
運用開始後に、登録手続きをお願いいたします。手続き方法は後日お知らせいたします。
- 3) 事務局にて、照会后振込みします。(半券は、利用施設で保管してください。)
＜照会内容＞
 - ・購入者と利用者が一致しているか。※利用者の相違が疑われる場合は、購入者へ連絡いたします。
 - ・商品代金と利用宿泊券枚数の照合
 - ・請求金額と利用宿泊券実数の照合など



または、オンライン報告

オンライン報告後、事務局へ郵送する書類は
①「1予約毎にまとめた宿泊券の半券」
②「(様式7) 利用実績・助成金請求書」



専用システム内で、利用実績内容の報告
事業者毎のログインIDおよびパスワードを設定
システム内での入力が不可能である場合にのみ
別書式で利用実績報告を行う

※報告用システムの運用は、5月中旬頃から開始を予定しております。運用方法については、後日通知いたします。
報告方法についての説明会も4月頃開催予定です。

7. 県民向けプレミアム付き宿泊券 利用実績報告

(表 1) 利用実績報告の提出日と振込日

地区	報告日	振込日
鹿児島市地区 始良伊佐地区	毎月末日× 翌月10日まで報告	毎月20日
北薩地区 南薩地区	毎月10日× 当月20日まで報告	毎月30日
大隅地区 離島地区 (奄美群島・その他離島含)	毎月20日× 翌月1日まで報告	毎月10日

- 4) その他事務局が必要とする書類について
 - ・実績報告書受理後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。
 - ・その場合は事務局より各事業者へご連絡いたします。
- 5) 提出書類の確認
 - ・事務局にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。
不備や誤りが場合は、事務局が指示する期日までに補正をお願いします。
 - ・期日までに補正し、提出されない場合は、補助金をお支払いできない場合があります。
- 6) 補助金の送金
 - ・(表1)のとおり地区毎に月次の締日、報告日を設定しておりますので、期間内にご報告をお願いいたします。
 - ・書類に不備や誤りが無ければ、書類が事務局に到着後、10日程度を目安に送金致します。※ただし、祝日を挟む場合等にはこれ以上の期間を要する場合があります。
 - ・書類に不備や誤りがあった場合には、資料の修正や追加提出等に時間を要するため、10日間以降の期間を要します。

8. 「かごしま旅クーポン事業」に係る証票及び不正利用防止

注意事項

「かごしま旅クーポン事業」は会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は、報告時に提出の必要が無いものについても、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

●証票の保管について

(1) 補助対象者様で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について
宿泊内容が確認できる、利用施設が発行した請求書、宿泊記録等のコピーを実績報告時に提出いただきますので、原本の保管をお願いします。

(2) その他の証票について

その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

●その他

- (1) 報告内容に間違いの無いように注意してください。
- (2) 月次報告の際に提出いただく実績報告には、内容に相違のないようご記入ください。
- (3) 実績報告は、必ず期日までに提出してください。
- (5) 制度の趣旨を踏まえ、マニュアル等で定めたルールにのっとりた取り組みをお願いします。
- (6) 補助金をお客様へ還元せず、補助対象者の利益とすることは厳禁です。
- (7) 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で、公平に購入可能な販売方法を用いてください。
- (8) その他のご不明な点は、事務局までお問い合わせください。
- (9) 「かごしま旅クーポン事業」についての情報は、事務局のホームページに掲載します。(鹿児島県旅行業協同組合内サイト運用)

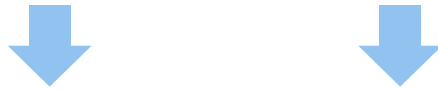
※本マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更される場合があります。最新版のマニュアル等について、逐次ホームページ等から確認をお願いいたします。

特記事項

新型コロナウイルス感染拡大防止の状況によっては、当該事業を一時停止する場合がございます。

9. 県民向けプレミアム付き宿泊券 広報・HP

鹿児島県旅行業協同組合HP内に「県民の皆様向け」用、別に「事業者向け」用のページを作成します。



県民の皆様

- ◎ 助成事業の概要
- ◎ 事業参画旅行会社様のご案内
- ◎ 利用可能宿泊施設様のご案内

参加事業者

- ◎ 助成事業の概要
- ◎ 各種様式・マニュアルのダウンロード

3月26日・27日の地元紙に宿泊券の販売店（旅行会社）を掲載予定です。
また、専用ページ（鹿児島県旅行業協同組合HP内）にて、宿泊券取扱い可能の宿泊施設一覧を掲載いたします。

販売までのスケジュール（予定）

- ・ 令和3年3月22日（月）～ 販売事業者へ宿泊券（第1次分）順次発送
- ・ 令和3年3月23日（火）～ 加盟事業者へスターターセット（様式・マニュアル等の送付）
- ・ 令和3年3月24日（水） 事業説明動画の配信
- ・ 令和3年3月25日（木） 現地説明動画の配信
- ・ 令和3年3月26日（金） 専用サイト開設
- ・ 令和3年3月26日（金）または27日（土） 地元紙にて県民向け発信
- ・ 令和3年4月1日（木） 10：30～ 宿泊券販売・利用開始

「かごしま旅クーポン事業」県民向けプレミアム付き宿泊券 事務局

所在地：〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町17-5
(鹿児島県旅行業協同組合)

TEL:099-201-9897 FAX:099-225-8761

事業開始前後は、お電話が繋がりにくくなりますので、
メールまたはFAXにてご連絡いただきますと、回答がスムーズです。

Mail: premium.kagoshima@gmail.com

販売時Q&A

Q1. 領収書を発行する際、発行名はどこか。

A1. 各事業所名で発行して下さい。

Q2. 小学生以下の幼児は宿泊券の購入または利用ができるか。

A2. 購入は、小学生以上といたします。利用については、幼児分の旅行商品代金に充当していただいて構いません。

Q3. 購入者から、OTA（例：じゃらん、楽天等）、大手旅行会社（鹿児島県に本社を置かない旅行会社）で使えない事を知らなかったと問い合わせがあった。

A3. 利用店舗については、宿泊券の表面や専用HPに記載がございます。販売店様でも利用店舗の呼びかけをお願いいたします。

Q4. 宿泊券の代理購入は可能か。

A4. 原則として代理購入は認めておりません。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、同居家族のみ購入可能です。その場合、代理購入者は、購入者（代理購入者に対して代理で購入することを頼んだ者）の身分証明書（写し）の持参が必要となります。（身分証明書等で、購入者と代理購入者の同居が確認できる方のみ）
また、ご本人の購入分と代理購入分を一度に購入することはできません。公平性を保つため列の最後尾に並び直すようにお声掛けをお願いいたします。

Q5. 1回の購入で、3種類の宿泊券すべての上限セット数を一度に購入することは可能か。

A5. 可能です。1回の購入で券種毎の上限セット数までを購入できます。

Q6. 宿泊代金が明確にならない旅行商品でも利用可能か。

A6. 利用可能です。宿泊を伴う旅行商品（船舶泊以外）であれば、ご利用できます。旅行商品とは、募集型企画旅行（パッケージツアーなど）・受注型企画旅行（客からの依頼に基づき造成する商品）・手配旅行のことを示します。

Q7. 同じ人が、1日に何度も同じ店舗で宿泊券を購入することは可能か。

A7. 制限は設けておりませんので、購入は可能です。ただし、払い戻しができないこと、譲渡できないこと、換金できないことを確実にお伝えください。

販売時Q&A

Q8. 内容を把握せずプレミアム宿泊券を購入してしまった。キャンセル・払い戻しは可能か？

A8. いいえ、できません。購入申請書の同意書にキャンセルが出来ない旨の文面を明記しており、同意の上、自署も頂いております。

10. 県民向けプレミアム宿泊券 Q&A

利用時Q&A

Q9. 利用できるのは、直接宿泊施設に電話で予約した場合のみか。

A9. ~~いいえ、電話予約をはじめ、本事業に参加表明している宿泊施設独自の公式ホームページでの予約または、事業参加の旅行会社を通してご利用いただけません。~~

~~※ただし、公式HPの予約システムが、大手オンライン旅行会社に連動する場合は、利用できませんので、ご注意ください。~~

参画ホテルでの直接お支払い（現地決済）の場合、宿泊施設のHPやオンライン旅行会社を通じたWEBでの予約でもご利用可能です。

Q10. OTA（例：じゃらん、楽天等）からの、宿泊予約者は全てプレミアム付き宿泊券が利用可能か。

A10. ~~補助対象外となります。~~

参画ホテルでの直接お支払い(現地決済)の場合は、オンライン旅行会社を通じたWEBでの予約でもご利用可能です。(令和3年12月1日以降予約・利用した分に限る)

Q11. 宿泊券の利用者が複数人いた場合、利用者申請書・同意書（様式6）について、利用者全員分必要か。

A11. いいえ、1予約につき複数人の購入者がいた場合でも代表者(宿泊予約)のみで構いません。ただし、ご利用者全員の名簿のご提出をお願いいたします。また、利用宿泊券番号は利用された券全ての番号を記載して下さい。

Q12. 交通費を含んだ宿泊パックでの利用はできますか。

A12. はい、利用可能です。宿泊を伴う旅行商品（募集型・受注型・手配）でご利用いただけます。

Q13. 入湯税の支払いにも利用できますか？

A13. 入湯税を含めた宿泊プランであれば問題ありません。

Q14. 予約時には購入者を確認しないといけないか。

A14. 原則として、購入者が利用するものとしております。また、宿泊券に購入者名を記入することが原則となっておりますので、予約店舗でも、本券で購入者を確認をしていただくことができますが、身分証明書の提示を求めるまでは、必要ございません。ただし、事務局で、実績報告完了後、購入者と宿泊者の照合作業を行い、不明な点については、購入者にご連絡させていただきます。

Q15. 領収書にプレミアム宿泊券の利用枚数や内訳の記入は必要か。

A15. 特に必要ございませんが、経理処理上、必要であればご記入いただいております。

